

安曇野市避難行動要支援者名簿の取扱いに係る協定書（行政区）

安曇野市（以下「甲」という。）と _____
以下（「乙」という。）は、安曇野市避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）の取扱いに
関し次のとおり協定を締結することとします。

（名簿の活用）

第1条 乙は、災害の発生に備えて名簿を有効に活用することとします。

（守秘義務）

第2条 乙は、災害対策基本法第49条の13の規定に従い秘密保持義務を負うことを確認します。

（目的外利用・提供の禁止）

第3条 乙は、甲の指示がある場合を除き、名簿を避難行動要支援者の支援以外の目的に利用し、
又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならないこととします。

（名簿の管理）

第4条 乙は、名簿の紛失、盗難等の事故を防止するため適切な管理をすることとします。

（複写の制限）

第5条 乙は、避難行動要支援者の支援のために必要な限度を超えて名簿を複写してはならない
こととします。

（事故発生時の報告）

第6条 乙は、名簿の紛失、盗難その他事故が発生した場合には、速やかに甲に報告し甲の指示
に従うこととします。

（名簿の返還）

第7条 乙は、更新その他の理由により不要になった名簿を甲に返還することとします。

（協定の有効期限）

第8条 本協定の有効期限は毎年度末とし、期限満了30日前までに甲乙双方に異議がない場合
は翌年度においても自動的に更新されるものとします。

（代表者の交代による協定書の締結）

第9条 甲乙いずれかの代表者が交代した場合は速やかに新代表者による協定書を締結します。
この場合、新代表者による協定書締結までの間は旧代表者による協定書を有効とします。

（定めのない事項）

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、その都度、甲、乙協議
の上処理することとします。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自1通を
保有します。

令和 年 月 日

甲 長野県安曇野市豊科 6000 番地
安曇野市
市長 太田 寛

乙 長野県安曇野市

_____ 区長

Ⓜ

災害対策基本法 第四十九条の十三 名簿情報の提供を受けた者若しくはその職員その他の当該名簿情報
を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に
係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。（要旨）